

北九州市の犯罪被害者等支援について

北九州市では、平成26年に施行した「北九州市安全・安心条例」に「犯罪被害者等に対する支援体制の充実に努める。」と規定し、その行動計画に基づき取組を進めている。

1 総合相談窓口の設置 ※福岡県・福岡市・北九州市で共同設置

区分	福岡犯罪被害者総合サポートセンター	性暴力被害者支援センター・ふくおか
目的	平成20年5月、犯罪被害者等に対する電話相談から面談、病院などへの付添いまで、総合的な支援を行うワンストップセンターとして開設	平成25年7月、性暴力の被害に遭われた方が安心して相談でき、医療面のケアを含め必要な支援を迅速に受けられるよう開設
相談時間	月曜日～金曜日 9:00～16:00	24時間・365日（年中無休）
支援内容	・面接相談及び電話相談 ・裁判所、検察庁、警察署、行政窓口等への付き添い支援 ・専門家によるカウンセリング	

2 犯罪被害者等見舞金の支給（令和7年4月1日創設）

【対象となる犯罪被害】

故意の犯罪行為による死亡、重傷病または性犯罪

※令和7年（2025年）4月1日以降に、発生した犯罪被害が対象。

※日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内で発生したもの。

【見舞金の種類等】

見舞金の種類	対象	給付額
遺族見舞金	亡くなった被害者の遺族	30万円
重傷病見舞金	被害者本人（1か月以上の治療を要するもの）	10万円
性犯罪被害見舞金	被害者本人（未遂を除く不同意性交等）	10万円

※福岡県犯罪被害者等見舞金支給制度との併給可。

※警察への届出など、一定の要件あり。

3 住居関係支援

市営住宅への優先入居・一時使用許可

4 その他

一般施策による支援

5 犯罪被害者等支援庁内連絡会議の設置（平成20年2月設置）

被害者の要望に対応した一般施策・特別施策の案内、犯罪被害者関連（国・県の動き等）情報共有、各相談窓口の連携、等を実施している。

政令指定都市における犯罪被害者等の支援状況

令和7年4月1日現在

区 分	見舞金	公営住宅等 入居配慮	住居関係支援	生活関係支援	医療・心理的 ケア関係支援	法的関係支援
札幌市	○	○	○	○	○	—
仙台市	○	○	○	○	○	—
さいたま市	○	○	○	○	○	○
千葉市	○	○	○	○	—	—
横浜市	○	○	○	○	○	○
川崎市	○	○	○	○	○	○
相模原市	○	○	○	○	○	○
新潟市	○※	○	○	—	○	—
静岡市	○	○	○	○	—	—
浜松市	○	○	○	—	—	—
名古屋市	○	○	○	○	○	—
京都市	○	○	○	○	○	—
大阪市	○	○	○	○	○	○
堺市	○	○	—	○	○	—
神戸市	○	○	○	○	—	○
岡山市	○	○	—	—	—	—
広島市	○	○	○	○	—	—
北九州市	○	○	—	—	—	—
福岡市	○	○	—	—	—	—
熊本市	○	○	○	—	—	—
福岡県	○	○	—	—	—	○

(注1) 住居関係支援とは、公営住宅等入居配慮を除く、ハウスクリーニング、宿泊、転居等の支援をいう。

(注2) 生活関係支援とは、配食、家事、託児・一時保育、学習、就労等の支援をいう。

(注3) 医療・心理的ケア関係支援とは、精神医療、カウンセリング等の支援をいう。

(注4) 法的関係支援とは、法律相談、裁判傍聴、再提訴等の支援をいう。

※ 新潟市は見舞金のほかに、貸付金の支援あり。

福岡県犯罪被害者等支援条例と取組状況

1 福岡県犯罪被害者等支援条例について

(1) 趣旨

犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに県、市町村、県民、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項を定めることに等により、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護及び誰もが安心して暮らせる地域社会の実現による県民福祉の向上に寄与することを目的とするもの。

(2) 制定の経緯

本条例は、平成30年3月28日に議員提案条例として成立、同月30日に公布、一部の規定は同日から施行（一部の規定は平成31年4月1日から施行）。

2 主な取組状況

具体的施策	内 容
福岡犯罪被害者総合サポートセンターの運営	・ 犯罪被害者等が再び平穏な生活を営めるよう、電話相談から面談・カウンセリング、病院・裁判所などの機関への付添いまで被害直後から中長期にわたる総合的な被害者支援に取り組む。
犯罪被害者等への見舞金	・ 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時に、福岡県内に住所を有するご遺族又は犯罪被害者の方に見舞金を支給。 ※令和5年4月1日以降に日本国内で発生した故意の犯罪行為による死亡又は重傷病が対象
公営住宅等への優先入居及び一時入居等	・ 犯罪被害により自宅に居住することが困難になった方に、県営住宅の入居申込みにおける優遇措置の実施や一時的な県営住宅の提供を行う。
損害賠償請求訴訟再提訴時の支援	・ 損害賠償請求訴訟の判決が確定したにもかかわらず、加害者による賠償金の支払義務が履行されない場合に、時効成立前における再提訴の支援等を行う。